

安城市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第15項の規定に基づき安城市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和5年1月26日

安城市監査委員 中西 肇

安城市監査委員 野場 慶徳

公の施設の指定管理者監査に係る措置内容の通知書（障害福祉課）

- 1 令和4年度安城市監査公表第28号（公表日 令和4年11月25日）関係分
- 2 措置の状況

安城市虹の家（障害福祉課）

特に措置を講ずる必要があると認める事項
<p>1 リスク対応事務について</p> <p>基本協定書において、「指定管理者は、虹の家の管理上の瑕疵に起因する事故に対応するため、リスクに応じた保険等に参加するものとする。」と規定しているが、前回と同様に加入している保険の証書を確認していなかったため、適正な事務執行となるようチェック体制を強化し、再発防止に努められたい。</p>
措置の内容（令和5年1月19日現在）
<p>再発防止策として、提出漏れが無いように提出書類のチェックリストを作成し、年度当初にはこれを用いて市と指定管理者の双方で把握していくこととした。なお、上席者確認の証跡を残すためチェックリストに、決裁欄を設けた。</p>

特に措置を講ずる必要があると認める事項
<p>2 情報セキュリティ対策事務について</p> <p>前回監査時に、指定監理者へ情報セキュリティ規程の整備を指示しているが、前回と同様に整備されていなかったため、早急に整備するよう指導されたい。</p>
措置の内容（令和5年1月19日現在）
<p>令和4年9月7日の虹の家定例会にて、再度情報セキュリティ規程の策定を指示し、令和4年12月22日に指定管理者から策定案が提出された。令和5年3月に開催されるぬくもり福祉会理事会での承認を経て、令和5年4月1日適用予定である。</p>